

平成 23 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ホッコク
代表者名 代表取締役 大浦 真里枝
[JASDAQ コード 2906]
問合せ先 専務取締役 青池 啓忠
TEL 03-3512-4005

内部統制報告書の評価結果不表明および 内部統制監査報告書に関する監査意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、内部統制報告書を提出いたしました。評価結果を表明できない旨の記載をおこなっておりますのでお知らせいたします。また、平成 23 年 6 月 29 日付にて、当社の会計監査人である霞が関監査法人より、平成 23 年 3 月期の内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、当社が内部統制に係る評価手続きの一部を実施できなかったことにより、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 内部統制報告書の内容

当社は、事業拡大ならびに経営資源の戦略的シフトに即した構築体制の整備が十分でなく、各事業部門に対する指導・モニタリングが徹底されていなかったこと、経理部門においても人員の交代等により適正な財務報告のための十分な検証体制を整備できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価について重要な評価手続きが実施できなかったため、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

2. 監査を実施した公認会計士等の名称

霞が関監査法人

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成 23 年 6 月 29 日

4. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホッコクの平成 23 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続き及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。

記

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、全社的統制をはじめとする必要な評価範囲の内部統制の評価手続を完了することができなかった。会社は重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとしている。当監査法人は、重要な監査手続が実施できなかったことにより、株式会社ホッコクの平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、内部統制報告書において評価範囲の制約とされた当該内部統制の財務報告に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ホッコクの平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとした上記の内部統制報告書が、財務報告に係る内部統制の評価について、適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

独立監査人の監査報告書につきましては無限定適正意見であります。

6. 会社の今後の対応

当社は、財務報告の信頼性に関するリスクの重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明することができませんでした。

実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。

- ・全社的な内部統制の評価手続
- ・決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価手続
- ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、当社グループ全体において、間接部門を中心に人員を削減しており、経理及び財務の知識・経験を有した者を上記の評価手続に従事させることが困難であったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は十分に認識しており、人員の制約等はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針です。

以 上